

ホームヘルパーをやりかいのある仕事に変えよう！

アンケートにご協力をお願いします！

コロナ禍のもと、地域や社会の生活に必要不可欠な仕事をする人たちに、危険と負担が集中することが注目されています。ホームヘルパーはその最前線にいて、高齢者や障がい者、その家族の生活を支えています。

2019年11月、ホームヘルパー3人が原告となり、東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起しました。この訴訟では、訪問介護の現場は、移動・待機・キャンセルに対して正当な賃金・手当が支払われない、労働条件が明示されないなど労働基準法に定められた最低基準すら守ることができないような状態にあること、「生活援助」が細切れにされ理不尽な働き方が強制されていることについて、国の責任を問っています。

この訴訟の原告と弁護団で、ホームヘルパーの労働の現状、仕事に内在するリスクなどについて、アンケートを実施します。個人が特定されないかたちに処理したうえで、資料としてまとめ、裁判所に証拠として提出するなど、活用する予定です（公開しますのでみなさまもお使いください）。

ホームヘルパーとして働いている、あるいは一年以内に働いていた方を対象としています。オンラインでも郵送でもお答えいただけますので、下記の私たちのホームページから、ぜひご協力ください。

アンケートは
7~8月中旬に
実施予定です。



詳細は
ホームページまで。

【ホームヘルパー国賠訴訟】

<https://helper-saiban.net/index.html>

原告（藤原るか、伊藤みどり、佐藤昌子）及び代理人弁護士（山本志都、大棒洋佑）

【ホームヘルパー・アンケート実施します】

こんなはずじゃなかったホームヘルプ労働、

こんなはずじゃなかった介護保険

ホームヘルパーをやりがいのある仕事に変えよう

ホームヘルパーとして働いているあるいは1年以内に働いていたみなさん、お仕事の内容・賃金、仕事に伴うリスクなど、具体的に教えてください。回答には15分ほどかかります。

パソコン・携帯からでも、郵送でも、お答えいただけます。多くの事例を集めたいと思っていますので、周囲の方にも広げてください。

個人が特定されない形に処理した上で、回答内容を整理・分析し、使わせていただきます。

★URLはこちらです。ネット上で回答できます。

https://web.user-page.jp/new_form/?prm=b97f0-2131.51-046344

★PDF版はこちらです。印刷して回答して郵送してください。

★第1次集約 4月末

【実施主体】ホームヘルパー国賠請求訴訟原告団（藤原るか、伊藤みどり、佐藤昌子）及び代理人（山本志都、大棒洋佑）

【協力】山根純佳（実践女子大学 人間社会学部准教授）

Eメールアドレス：homehelper.questionnaire@gmail.com

〒136-0071 江東区亀戸2-28-3 アセツツ亀戸4階 墨東法律事務所気付 アンケート回答

＜趣旨＞ コロナ禍の中、地域や社会の生活に必要不可欠な仕事をする人たちに危険と負担が集中することが注目されています。ホームヘルパーは、それぞれ環境が異なる利用者宅に赴き、自身の感染リスクもさることながら、死に直結する基礎疾患のある方々に対して自ら感染源となる恐怖を抱きながら、高い使命感と専門性をもって、支援を必要とする高齢者や障がい者、その家族の生活を支えています。

2019年11月1日、ホームヘルパー3人が原告となり、被告を国として、東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起しました。私たちはその訴訟の原告と代理人です。この訴訟では、介護の現場では、移動・待機・キャンセルに対して正当な賃金・手当が支払われない、労働条件が明示されないなど労働基準法に定められた最低基準すら守ることができないような状態にあること、「生活援助」が細切れにされ、理不尽な働き方が強制されていることについて、国の責任を問っています。

「在宅介護」を支えるホームヘルパーの具体的な働き方に特化した調査は、公的な機関でも行われていません。そこで、私たちは、ホームヘルパーの労働の現状、賃金、仕事に内在するリスク、コロナの影響などについて、当事者の声を直接集め、実態を示す資料としてまとめ、裁判所に証拠として提出したり、今後行政に働きかけたりする活動につなげたいと考えています（みなさまにも資料として使っていただきたいです）。

たくさんの声が必要です。ご協力をお願いします。